

重 要 性 分 類 Ⅲ
事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 26 日

沖縄県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金沖縄支部

協会けんぽにおけるオンラインによる請求前資格確認の
実施項目の拡大について

平素は、支払基金の業務運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきましては、当月請求する電子レセプトの資格情報をオンラインにより保険者に提供し、その情報から資格関係誤りのレセプトを当月処理において医療機関へ返戻とする「オンラインによる請求前資格確認」の仕組みにより、10月処理までは、「記号・番号誤り」、「認定外家族」、「該当者なし」、「資格喪失後の受診」の4項目を実施していたところですが、本年11月、協会けんぽにおいて、この仕組みの残りの実施項目についてもシステムを構築し、実施したことを先月の返戻時に確認したところです。

これに伴い、再審査返戻となっていた資格関係誤りに係るレセプトが、当月請求分の返戻・増減点連絡書等の送付に併せて医療機関に返戻されることとなり、当月の返戻件数が前月対比約126%（全国平均）と増加しました。

また、協会けんぽの被保険者証の資格関係の記載そのものが誤っているレセプトが返戻されるなど、協会けんぽのデータ誤りによる返戻も数件ありましたが、医療機関のご協力のもと再請求することにより対応していただいたところです。

つきましては、12月処理分以降においても同様の処理となりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

オンラインによる請求前資格確認における「返戻事由コード」一覧

○ 返戻事由コード

コード	内 容
100011	記号・番号の誤り
100013	認定外家族
100014	該当者なし
100016	旧証によるもの
100017	本人・家族等の種別誤り
100018	資格喪失後の受診
100023	給付期間満了後の受診
100112	患者氏名の誤り
100122	後期高齢者該当
100212	性別の誤り
100222	国保該当
100312	生年月日の誤り

※ 色付けした4項目は、協会けんぽが請求前資格確認を導入した時から実施している返戻事由である。